

[事案 30-262] 損害賠償請求

・令和元年8月14日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

給付金を月内に支払うよう確認したにも関わらず、手続きの遅れから、翌月の支払いとなったこと等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

坐骨神経症の治療のため入院し、平成27年11月に契約した医療保険にもとづき入院給付金の請求を行った際、コールセンターに電話して、決算の関係から月内の着金を要望し、その指示に従って請求手続を行ったにもかかわらず、着金が翌月となり精神的苦痛を受けたので、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 給付金支払決定日が月内末日である旨の文書を申立人に送付し、申立人も同文書をもって決算期内に利益計上できることを会計士に確認している。
- (2) 決算修正が可能であることは申立人自身も承知済みであり、申立人には実質的な損害は生じておらず、損害賠償については公平性の観点からも応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院給付金請求前後の事情等を把握するため、申立人代表者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社において損害賠償を支払うべき不法行為が存在するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。